

議案第33号

損害賠償の額を定め和解することについて

損害賠償の額を下記のとおり定め、及び和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月7日提出

養父市長 広瀬 栄

記

1 相手方 (住所) [REDACTED]
(氏名) [REDACTED]

2 事案の概要

令和6年2月5日、養父市大屋町夏梅地内で、公用車が走行中にスリップしたことにより、道路沿いの車庫及び車庫内に駐車していた車両に衝突し損傷させたものである。

3 損害賠償の額 1,707,800円